

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により、枚方市国民健康保険料の督促状を送達しようとしたが、送達を受けるべき者の所在が不明で送達することができないので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る関係書類は、市民生活部保険納付課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年8月7日

枚方市長 伏 見 隆

送達を受けるべき者

高見 和男 外2件（内容は、別添のとおり）

〈 以 下 余 白 〉

国民健康保険料督促状 公示送達書 別紙

送達すべき書類(督促状)					送達を受けるべき者
連番	科目名称	賦課年度	対象年度	期別	氏名
1	国民健康保険料普通徴収	令和8年度	令和8年度	01	高見 和男
2	国民健康保険料普通徴収	令和7年度	令和7年度	10	大面 克拓
3	国民健康保険料普通徴収	令和7年度	令和7年度	10	福原 裕晃